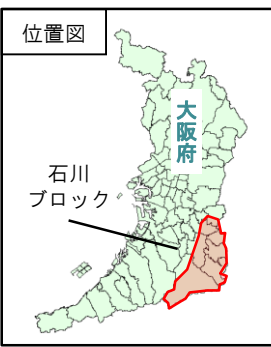
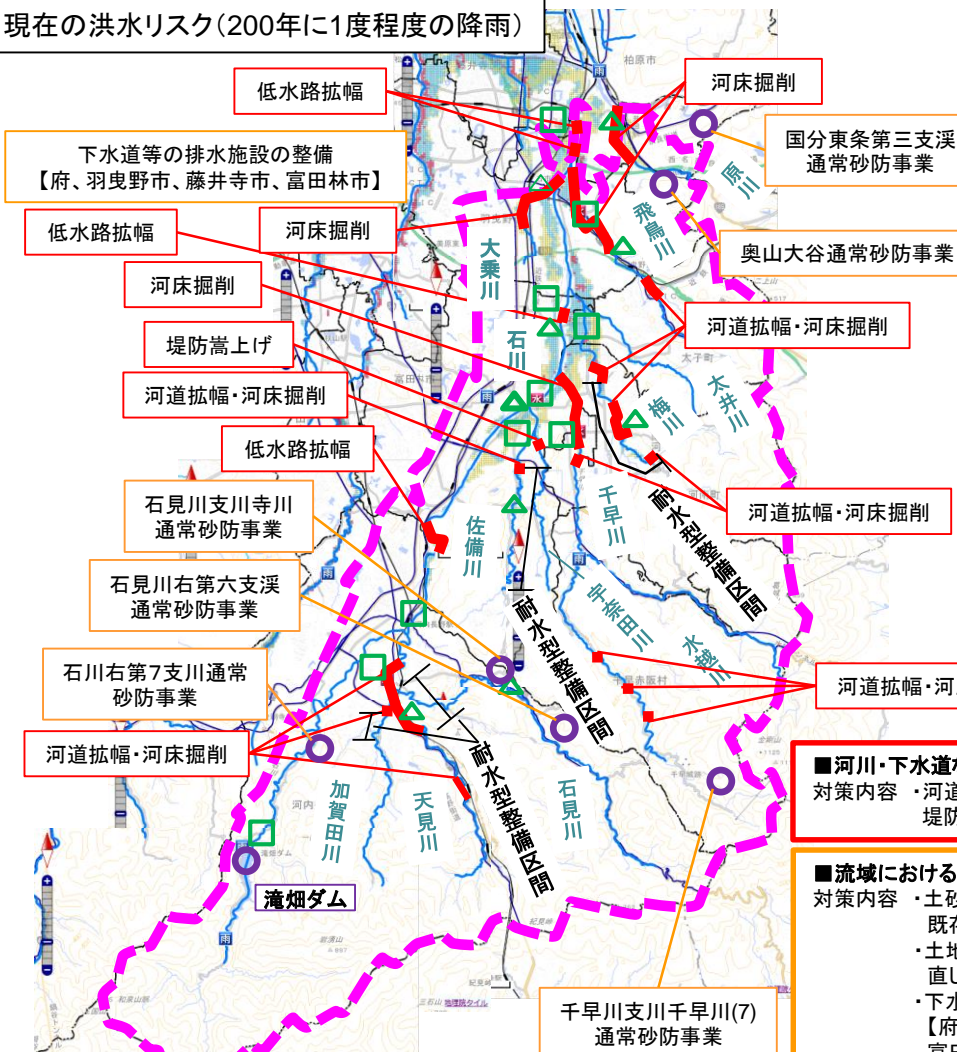


○石川ブロックでは、当面の治水目標に従い、河道拡幅、河床掘削・堤防嵩上げ等または耐水型都市づくり等による洪水対策を実施します。太井川、水越川を除き、大乘川、梅川、佐備川、天見川では、時間雨量50ミリ程度の降雨、石川、飛鳥川、石見川では時間雨量65ミリ程度の降雨、千早川、宇奈田川、加賀田川、原川では時間雨量80ミリ程度の降雨による洪水を対象に整備を行います。

現在の洪水リスク(200年に1度程度の降雨)



■河川・下水道などにおける対策
対策内容 ・河道拡幅・河床掘削・低水路拡幅・堤防嵩上げ【府】

■流域における対策
対策内容 ・土砂災害特別警戒区域内における既存住宅に対する補助制度
・土地利用誘導(立地適正化計画の見直し等)等
・下水道等の排水施設の整備【府、羽曳野市、藤井寺市、富田林市】
・ため池及び農用施設等の治水活用【府・市町・民間】
・砂防事業・森林の整備及び保全【府】

■ソフト対策(大阪府水防災連絡協議会の「地域の取組方針」に定める内容を反映)

①情報伝達、避難計画等に関する事項

- ・ホットラインの運用(洪水・土砂)【府、市町村】
- ・避難情報発令の対象区域、判断基準等の確認(広域タイムライン)(洪水)【府・市町村・民間】
- ・避難情報発令の対象区域、判断基準等の確認(市域・町域タイムライン)(洪水・土砂)【市町村】
- ・避難情報発令の対象区域、判断基準等の確認(コミュニティタイムライン)(洪水・土砂)【市町村】
- ・水害危険性の周知促進【府】
- ・ICTを活用した洪水情報・土砂災害情報の提供【府・気象台】
- ・隣接市町村における避難場所の設定(広域避難体制の構築)等【府・市町村】
- ・要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施(洪水・土砂災害)【府、市町村】

②平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項等

- ・想定最大規模の雨水出水に係る浸水想定区域図等の作成と周知【府】
- ・水害ハザードマップの改良、周知、活用(洪水・土砂)【府、市町村】
- ・浸水実績等の周知【府、市町村】
- ・災害リスクの現地表示【市町村】
- ・防災教育の推進【府、市町村】
- ・システムを活用した情報共有【府、市町村】
- ・地区単位土砂災害ハザードマップの作成促進【府、市町村】
- ・水防に関する広報の充実(水防団確保に係る取組)【府、市町村】
- ・水防訓練の充実【府・市町村】
- ・水防関係者間での連携、協力に関する検討【市町村】
- ・市町村舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報伝達の充実【府・市町村】
- ・市町村舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実(耐水化、非常用発電機等の整備)【市町村】
- ・排水施設、排水資機材の運用方法の改善及び排水施設の整備等【府、市町村】
- ・浸水被害軽減地区の指定【府、市町村】
- ・樋門・樋管等の施設の確実な運用体制の確保【府・市町村】
- ・施設管理の高度化の検討【府】

③減災・防災に関する国の支援

- ・水防災社会再構築に係る地方公共団体への財政的支援【府】
- ・適正な土地利用の促進【府、市町村】
- ・補助制度の活用【市町村】

大阪府域の流域関連自治体(5市2町1村)
河内長野市、富田林市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、太子町、河南町、千早赤阪村

※具体的な対策内容については、今後の調査・検討等により変更となる場合がある。

※下水は市町村ごとに対象降雨が異なります。